

国 港 総 第 375 号
平成 30 年 10 月 22 日

各地方整備局特定部局長 殿

港 湾 局 長
(公印省略)

「契約業者取扱要領」の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

1. 本通達は、平成 31・32 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、平成 29・30 年度の資格審査については、なお従前の例による。